平成２５年（フ）第２３９号
奈良県桜井市大字豊田321番地
債務者　谷本　和馬
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　浩志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月９日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１３３１号
名古屋市港区当知３丁目3801番地　当知住宅２棟222号
債務者　柏木　　学
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舩野　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７７８号
京都市山科区竹鼻竹ノ街道町51番地　メゾングランドール305
債務者　鈴木　由紀
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺前　愛子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７９９号
京都府木津川市相楽大仙堂105番地
債務者　山嵜　　進
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大谷　哲生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８０６号
京都市右京区西京極徳大寺団子田町42―３、住民票上の住所京都市上京区御前通下立売上る３丁目東入三助町281番地27
債務者　マコハウスこと　久住　誠吾
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大杉　光子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５６号
石川県能美市湯谷町ト117番地１
債務者　橋本　早苗
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川本　　樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第４０２号
名古屋市天白区中砂町64番地　ライオンズマンション中根306号
債務者　浦辻　智大
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西脇　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月14日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４７号
愛媛県南宇和郡愛南町中浦1599番地４
債務者　山田　順二
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　吉利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
松山地方裁判所宇和島支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２１６号
函館市元町28番15号　下宿もと町
債務者　安田　晴光
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２２８号
函館市昭和３丁目７番12号
債務者　加我久美子
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２９９号
愛知県安城市百石町１丁目５番地３　コーポ内藤203
債務者　八木　朱美
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６２号
奈良県橿原市東坊城町416番地の１　県営住宅５棟204号
債務者　松井　　司
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１７５号
奈良県香芝市下田西３丁目１番４号　弁慶荘
債務者　時本　春美
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１９７号
奈良県葛城市八川92番地１　明和ハイツ202号、前住所大阪府堺市北区金岡町2860番地５サンライフハラダ101
債務者　岡本　光世
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１９９号
奈良県橿原市四条町764番地の36
債務者　山田　良雄
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第７２７号
札幌市白石区北郷４条12丁目10番12号　ブラウンウッド１―302号
債務者　山本　　健
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９３２号
札幌市南区南沢４条３丁目７番５号
債務者　黒田　桂一
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部